

記入例

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

申請者の方の住所と、
日中つながる電話番号を
記入。

住所 豊橋市今橋町●●
電話番号 070-0000-△△△△
申請者氏名 豊橋 ■■
メールアドレス XXXXX@co.jp

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

- 認定連携創業支援等事業者又は事業
□豊橋商工会議所 □Startup Garage □創業塾 □とよしん女性起業塾
金融機関 (●● 銀行・信用金庫・信用組合 ■■ 本店・支店)
□愛知県信用保証協会東三河支店

・創業相談(支援)期間

令和6年1月10日～令和6年3月20日

創業カルテ又は相談票に記入されている最初の相談日から最後の相談日を記入。

2 設立する会社・事業所の商号(屋号)・本店所在地(事業所在地)

・商号(屋号):

ピストロ ハレルヤ

・本店所在地(事業所在地):

豊橋市●●●町○○番地○

3 設立しようとする会社の資本額 万円 (会社の場合)

4 新たに開始しようとする事業の業種、内容

(飲食) 業 (※ フランス料理店の経営) ※事業の内容について詳細に記載してください。

5 事業の開始時期 令和6年5月1日

6 証明書を使用する目的(複数選択可)

- 会社設立時登録免許税の減免 小規模事業者持続化補助金の創業枠申請
□愛知県融資制度(創業支援資金) 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ
□豊橋市融資制度(創業支援資金) □その他()

7 証明書の交付後、翌年の豊橋市への事業状況報告※について 同意します。

※創業後の事業状況について、豊橋市が聞き取り調査を行います。

豊商第 号

証明日 年 月 日

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

豊橋市長 長坂 尚登 印

有効期限 令和9年3月31日まで

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4. 添付書類

(1) 「創業希望者 相談票」、または「特定創業支援等事業相談カルテ」

(2) 「とよはし創業プラットホームの利用申込み及び個人情報の取扱いに関する同意書」